

裁判官認印 ()

第 6 回 口 頭 弁 論 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 平成 年 (ワ) 第 号
期 日 平成 年 月 日 午前 時 分
場所及び公開の有無 東京地方裁判所民事第 部法廷で公開
裁 判 官
裁 判 所 書 記 官
出頭した当事者等 原 告 代 理 人 木 下 学
被 告 代 理 人
弁 論 の 要 領 等

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

原 告
同訴訟代理人弁護士 木 下 学
被 告 株式会社
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士

第 2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状記載のとおり

第 3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、原告と被告との間の下記契約に関する解決金として、金[]万円の支払義務があることを認める。

記

①昭和 年 月 日付 契約

(会員番号 [REDACTED])

②昭和 年 月 日付 契約

(会員番号)

③昭和 年 月 日付 契約

(会員番号 [REDACTED])

- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成 年 月 日限り、原告の指定する下記口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

記

銀行 支店 普通預金口座

口座番号

口座名義 預り金口座 弁護士 木下 学

(アズカリキンコウザ ベンゴシ キノシタ マナブ)

- 3 被告が前項の支払いを怠ったときは、被告は原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する平成 年 月 日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 原告はその余の請求を放棄する。
- 5 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

これは正本である。

平成 年 月 日

東京地方裁判所民事第 部

裁判所書記官

